

平成23年第5回
昭島市教育委員会定例会議事録

日時：平成23年5月19日

午後2時30分～午後4時42分

場所：市役所301会議室

昭島市教育委員会

○委員長（紅林由紀子） それでは、定刻となりましたので、ただいまから平成23年第5回教育委員会定例会を開会いたします。

皆さん、お疲れさまでございます。少し部屋の温度が上がるかもしれませんが、けれども、節電ということでございますので、どうぞよろしく願いいたします。

本日の日程はお手元に配付のとおりでございます。

初めに、前回の会議録の署名についてですが、既に調整を終わり、署名も得ておりますので御了承ください。

次に、委員会規則第19条の規定に基づく本日の会議録署名委員であります、4番の小林委員と5番の木戸委員でございます。よろしく願いいたします。

続いて、日程4、教育長の報告をお願いいたします。

○教育長（木戸義夫） それでは、失礼いたします。

お手元に5月の報告、6月の予定をお配りしておりますので、御高覧いただければありがたいと思います。

私のほうからきょうは、3月11日発生の東日本大震災に対する昭島市のこれまでの救援活動について御報告をいたします。

まず、3月19日から、交流都市である岩手県岩泉町の要請によりまして、昭島市から職員の派遣をいたしており、現在まで25人、日数を掛けた延べ人数で175人となっております。活動の内容は、救援物資の搬送、医師会から寄贈された医療活動用車両の搬送のほか、避難場所の管理と、このような内容になっております。

そのほかに、東京都や市長会の要請によりまして、千葉県浦安市に3人、岩手県南三陸町に1人、岩手県大槌町に1人、岩手県釜石市に3人、それから宮城県仙台市に2人、延べ人数にして62人を避難所管理や災害廃棄物処理等のために派遣をしておるといった状況であります。

市民や企業からの災害見舞い義援金は、4月30日現在で一応締めておりますが、1億1,239万6,900円。当初の予定を5倍近く上回っているということです。そのうち、市内の小・中学校で集められた義援金は227万6,962円ということになっております。

それから、昭島市の医師会から医療活動用の車両2台が岩泉町に寄贈されたほか、市民からの支援物資として、赤ちゃん用品、高齢者用品、生活用品などが、東京都を通して被災地に送られているという状況であります。

また、被災地から昭島市立小学校への転入者は5人、中学校へは3人の合計8人となっております。

昭島市では、今後も被災地等の要請に応じて、できる限りの対応をしていく予定であります。

なお、東京都教育委員会では、被災地への第一次教員派遣として68人を5月9日から来年の3月31日まで派遣いたしてありますが、昭島市からは拝島第三小学校の男性教諭1人が派遣をされております。

次に35人学級についてであります。正式に決まりまして、先月、対象校4校を御報告させていただきましたが、中神小、光華小については2学級を3学級に分割と、クラス替えをするということになります。拝島一小、拝島二小について

は現行どおり2学級とし、増員された1名の教員は、少人数指導での分割授業や体育、生活科での3名体制による合同授業、それから図工、音楽のTT授業に活用することとしております。

私のほうからは以上ですけれども、今回の教育委員会名義使用承認はお手元のとおり6件となっておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。

ただいまの教育長の報告につきまして、質疑及び御意見ございますでしょうか。

○委員（小林和子） 今、都教委が災害派遣の学校に教員を派遣ということで、拝三小の先生が1人いらしたということですが、その後の補充というのはどうなっているのでしょうか。

○指導室長（花田 茂） 後補充につきましては、期限付任用教諭の方を充てています。人事部の話では非常勤講師の場合もあるということでしたが、本市の場合は期限付任用教諭を配置しています。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。

ほかには何かございますか。

寺村委員。

○委員（寺村豊通） その期限付教員というのは、どういった期限ですか。

○指導室長（花田 茂） これは、新規採用教員で、正規格にならなかった方、昔で言うと補欠の方で、1年間の期限付という形で配置します。

○教育長（木戸義夫） 成績がよければ正式に採用されるということになっています。

○委員長（紅林由紀子） ほかによろしいでしょうか。

昭島市に転入された、小学校5名、中学校3名の、計8名のお子さんは、親戚の家から通っているのでしょうか。それとも、何かそういう、避難じゃなくてそういったような特別な場所から通っているのでしょうか。

○学務課長（浦野和利） いろいろなケースがございますけれども、親戚の家にお子さん1人で避難している方もいらっしゃいますし、お父さんは現地のほうへ残って、お母さんとお子さんと避難している方もございます。また、お母さんとお子さん、お二人だけの家族で避難している方もございます。いろいろなケースがございます。

以上でございます。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。いろいろ心身的にはつらい部分もあると思いますので、ぜひその部分を学校のほうでケアしていただけるように、目

配りをお願いしたいと思います。

ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、これで教育長の報告を終わります。

続きまして、日程 5、議事に移ります。

議案第13号、昭島市就学支援委員会委員の委嘱について、説明をお願いいたします。

○学務課長（浦野和利） それでは、議案第13号、昭島市就学支援委員会委員の委嘱について御説明いたします。

本件につきましては、平成23年3月31日をもって昭島市就学支援委員会委員の任期が満了したために、昭島市就学支援委員会設置要綱第3条第2項の規定に基づき委嘱するものでございます。

選出区分といたしまして、特別支援学級設置校校長として高野秀子氏、山下博一氏。特別支援学級設置校以外の校長といたしまして青木知典氏。特別支援学級の担任といたしまして牧野光氏、清水泰久氏、山ノ内暁人氏、塚田智秋氏、齋藤美紀子氏、松山陽一氏、花田智子氏、田上裕氏、鈴木由起子氏。特別支援学級設置校以外の教諭といたしまして矢島良子氏、宇田川善朗氏、中島千恵氏。特別支援学校の教諭等といたしまして中島亜希子氏、大沼眞弓氏。教育相談員といたしまして田中久男氏、川上等氏、原田貴平氏、浦山伸悟氏。医師といたしまして腰塚誠二氏、長瀬輝誼氏。指導主事といたしまして稲富泰輝氏、松尾了氏。

任期といたしましては、平成23年5月19日から平成24年3月31日までというものでございます。

以上でございます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、何か御質問や御意見ございますでしょうか。

医師の方は、専門はどういった分野の方が、おわかりになりますか。

○学務課長（浦野和利） 腰塚先生は内科です。長瀬先生が精神科ということでございます。

○委員長（紅林由紀子） はい、わかりました。ありがとうございます。

2年ごとに委嘱し直すということだと思えますけれども、今までずっと継続の方以外の新しい方というのは何名ぐらいいらっしゃるのでしょうか。人数自体は同じでしょうか。

○学務課長（浦野和利） 人数は変わっておりません。

○教育長（木戸義夫） 再任の人数はわかりますか？ 指導室で。

○指導主事（稲富泰輝） すみません、資料を持ってこなくて申しわけないんですが、再任につきましては、1枚目、上から8人目の齋藤美紀子氏、そして松山陽一氏、

花田智子氏、裏面にいきまして上から4人目、原田貴平氏、浦山伸悟氏、医師については確認とれませんが、指導主事2名は再任でございます。

○委員長（紅林由紀子） はい、わかりました。

ほかにはございますでしょうか。よろしいでしょうか。

以上で質疑等を終わります。

それでは、お諮りしたいと思います。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。御異議なしと認め、議案第13号は原案どおりに決しました。

それでは続きまして、議案第14号、昭島市情緒障害等通級指導学級入退級判定委員会委員の委嘱について、説明をお願いいたします。

○学務課長（浦野和利） 議案第14号、昭島市情緒障害等通級指導学級入退級判定委員会委員の委嘱について御説明いたします。

本件は、平成23年3月31日をもって昭島市情緒障害等通級指導学級入退級判定委員会委員の任期が満了したために、昭島市情緒障害等通級指導学級入退級判定委員会要綱第3条第2項の規定に基づき委嘱するものでございます。

選出区分、情緒障害等通級指導学級設置校の校長といたしまして土屋正登氏、真如むつ子氏、喜多野雅司氏。臨床心理士といたしまして浦山伸悟氏、藁谷由香氏。情緒障害等通級指導学級担当教諭といたしまして齋藤美紀子氏、早崎由起子氏、金澤真澄氏。指導主事といたしまして松尾了氏。教育相談員といたしまして原田貴平氏。

任期といたしましては、平成23年5月19日から平成24年3月31日まででございます。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○委員長（紅林由紀子） どうもありがとうございます。

ただいまの件につきまして、御質問や御意見等ございますでしょうか。

こちらのほうは、また再任等、わかりますか。

○指導主事（松尾 了） 再任につきましては、1枚目のうちで、真如むつ子氏、藁谷由香氏が新規の方で、あとの方々は再任ということになります。

○委員長（紅林由紀子） はい、わかりました。ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

一つ、教えていただきたいんですけども、こちらの情緒障害等通級指導学級の委員会委員については、委員の委嘱について、この議案にあるんですけども、後ほどの報告資料の3のほうには、難聴・言語障害通級指導学級の委員会委員の委嘱については報告事項になっているんですけども、この件についてはどういう区別をしたらよろしいのでしょうか。

○学務課長（浦野和利） 本来でございますと、報告事項3の難聴・言語障害通級指導学級入退級判定委員会委員の委嘱につきましても、議案として御審議していただくのが本来でございますけれども、難聴・言語障害のほうにつきましては、4月になってから御推薦をいただいて委員さんを決めていくということで、4月の教育委員会には間に合わなかったということと、あと、3月末に入級希望の相談がありまして、なるべく早い入級を希望されていたものですので、5月の教育委員会の議案としてではなく、昭島市教育委員会教育長に対する専務委任規則第2条第1項によりまして、教育長が緊急に処理しなければならない事由が生じ、教育委員会が招集されるいとまがないとき、これを臨時に代理することができるとなっておりますので、この規定を適用し委嘱いたしました。また、同条の第2項で、その内容を教育委員会に報告し承認を受けなければならないということになっておりますので、ここに報告し承認をお願いするということでございます。以上でございます。

○委員長（紅林由紀子） はい、わかりました。ありがとうございます。
ということでございます。ほかには何かございますでしょうか。

私、先ほど任期2年と申しましたけれども、間違いで、任期は1年でございますね。申しわけありませんでした。

それでは、ほかはないようでしたら、お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。それでは、本件は原案どおりに決しました。

続きまして、議案第15号、昭島市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、説明をお願いいたします。

○学務課長（浦野和利） 議案第15号、昭島市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する施行規則の一部を改正する規則について、御説明いたします。

本件は、東京都条例第34号、都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴い、昭島市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の別表、補償基礎額表を改正するものでございます。この基礎額表につきましては、東京都に準じた取り扱いをしておりますが、今回の改正は東京都の医療職の給料表が、給料そのものは下がったのですが、地域手当が上がったために全体として若干上がったことにより改正するものでございます。

改正内容につきましては、次のページの新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。別表、補償基礎額表中の学校医及び学校歯科医の補償基礎額並びに学校薬剤師の補償基礎額を、右の表の金額から左の表の金額に改正するものでございます。

議案のほうに戻ります。

附則といたしまして、第1項で、施行期日を公布の日からとしております。
第2項の経過措置につきましては、平成22年12月1日以降に改正後の金額を適用することを規定しております。

以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。

本件に対して何か御質問等ございますでしょうか。

こちらは、毎年、都の基準が変わることによって変わるものだというふうに了解すればよろしいのでしょうか。

○学務課長（浦野和利） はい、そのとおりでございます。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。

それでは、お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。御異議なしと認め、議案第15号は原案どおりに決しました。

それでは続きまして、議案第16号、平成23年度昭島市立学校学校評議員の委嘱について、説明をお願いいたします。

○指導室長（花田 茂） 平成23年度昭島市立学校評議員の委嘱について提出させていただきます。

これは、昭島市立学校の管理運営に関する規則第10条の4の規定に基づき、市内の小・中学校の学校評議員を委嘱するものでございます。4月の教育委員会で17校を委嘱させていただきました。今回4校、東小学校、中神小学校、田中小学校、清泉中学校につきまして、合計24名の方を委嘱させていただきます。

なお、今回の委嘱で新規の方は7名になっております。

以上です。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。

本件につきまして、何か御質問等ございますでしょうか。

これですべての学校ですか。

○指導室長（花田 茂） 21校すべて、137名の方を委嘱することとなります。

○委員長（紅林由紀子） はい、わかりました。

ということでございます。特にはございませんか。よろしいですね。

それでは、お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（紅林由紀子） それでは、議案第16号は原案どおりに決しました。

それでは続きまして、議案第17号、昭島市立学校給食運営審議会委員の委嘱について、説明をお願いいたします。

○学校給食課長（山下秀男） 議案第17号、昭島市学校給食運営審議会委員の委嘱について、提案理由並びに内容を説明させていただきます。

本議案につきましては、小学校長会の推薦により学校給食運営審議会委員を委嘱しておりましたつつじが丘北小学校長の河瀬正委員から、校長会における役割分担の変更に伴い委員退任の申し出がございましたので、河瀬委員の残任期間を任期とする補欠委員を委嘱する必要が生じたことから、本日付で教育長より議案を提出したものでございます。

補欠委員につきましては、昭島市学校給食運営審議会条例第3条第2項第1号の規定に基づき、本議案に記載のとおり、小学校長会から改めて御推薦をいただきました香積信明共成小学校長に委嘱いたしたいもので、任期につきましては平成23年6月1日から平成24年7月31日までといたしたいものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。

本件につきまして、何か御質問がございますでしょうか。

ただいまお話のあった校長会の中の役割分担の区分変更というんですか、一体どういったものなのか、ちょっとすみません、うまく理解できなかったんですけども。

○学校給食課長（山下秀男） 市の諮問機関というのはたくさんあるわけですけども、校長会からの選出で、その各委員に当たるというようなものが四十数種類あるそうなんです。したがって、校長会の中で役割分担を割り振るんですけども、市内校長としての経験値などを基準にしながら各委員を推薦していくと。そういったことから、ここで校長会の役割分担の変更があったということでございます。

○委員長（紅林由紀子） 全体として変更があったという。

○学校給食課長（山下秀男） そうですね、はい。

○委員長（紅林由紀子） なるほど、わかりました。

校長先生も非常にいろいろとお忙しいことと思います。

ほかには何かございますでしょうか。

こちらは御推薦ということですので、よろしいですね。

それでは、本件は原案とおりに決することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（紅林由紀子） 御異議なしと認め、議案第17号は原案どおりに決しました。

続きまして、議案第18号、昭島市学校給食費会計監査役員の委嘱について、説明をお願いいたします。

○学校給食課長（山下秀男） 議案第18号、昭島市学校給食費会計監査役員の委嘱について、提案理由並びに内容を説明させていただきます。

こちらの議案につきましても、小学校長会における役割分担の変更に伴うものでございまして、小学校長会の代表として学校給食費会計監査役員を委嘱しておりました田中小学校長の高野秀子監査役員から、校長会における役割分担の変更に伴い監査役員解任の申し出がございましたので、高野監査役員の残任期間を任期とする補欠監査役員を委嘱する必要が生じたことから、本日付で教育長より議案を提出したものでございます。

補欠監査役員につきましては、昭島市学校給食費会計規則第17条第1項の規定に基づき、本議案に記載のとおり、小学校長会から改めて御推薦をいただきました土屋正登東小学校長に委嘱いたしたいもので、任期につきましては平成23年6月1日から平成24年7月31日までといたしたいものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。

こちらにつきまして、何かございますでしょうか。すべては先ほどと同じような区分変更というか、担当の変更ということでのことでございます。

それでは、本件は原案のとおり決することで御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（紅林由紀子） それでは、議案第18号は原案のとおり決することといたします。ありがとうございます。

それでは、本日の議案、最後になります。議案第19号、平成23年度昭島市青少年教育協力者感謝状の被贈呈者について、説明をお願いいたします。

○社会教育課長（片岡国幹） 議案第19号、平成23年度昭島市青少年教育協力者感謝状の被贈呈者について、御説明申し上げます。

本議案は、昭島市青少年教育協力者感謝状贈呈要綱に基づきまして、各協議会から昭島市青少年教育協力者感謝状贈呈候補者として推薦があったため、被贈呈者として決定する必要があることから提案するものでございます。

対象となるのは、昭島市公立小・中学校PTA協議会及び昭島市スカウト育成連絡協議会におきまして、本部または単位団体の役員の職に3年以上在職した方であり、その方が職を辞したときに贈呈をするものでございます。今回の表彰者は合計21名でありまして、その方々の氏名及び功績は資料に記載のとおりでございます。また、スカウト育成連絡協議会には該当者がございませんでした。

表彰でございますけれども、小・中学校PTA協議会総会の席で、教育委員長から直接お願いいたしたいと存じます。

以上になります。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○委員長（紅林由紀子） はい、わかりました。

では、本件につきまして、何か御質問等ございますでしょうか。毎年PTA協議会の総会の席で感謝状を贈呈していると思いますが、その該当者ということでございます。

よろしいですね。

それでは、本件につきましては原案のとおり決することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長(紅林由紀子) それでは、本件、議案第19号は原案のとおり決することといたします。計21名の方への贈呈ということでございます。

それでは、議案の審議が終わりましたので、続きまして、協議事項に移ります。

協議事項1、東日本大震災に伴う今後の教育委員会の対応等について、説明をお願いいたします。

○庶務課長(丹羽 孝) 協議事項1、東日本大震災に伴う今後の教育委員会の対応等について御説明させていただきます。

3月11日の東日本大震災を受けまして、夏の期間における東京電力による電力の供給不足への対応、福島原子力発電所の事故による放射能関係への対応、また、前回の3月11日の地震を教訓とした学校における児童・生徒への統一的な対応、そして、東北地方からの避難者への支援策等について、委員の皆様のお意見を伺いたいと存じます。項目が9つございまして、それぞれ担当課長が説明させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

まず1の、7月から9月における学校の節電対策及び施設利用制限について御説明いたします。この件につきましては、経済産業省の電力需給緊急対策本部で取りまとめた電力需要と供給力の大きな需要ギャップに対処するために行うものであり、学校において最大使用電力の15%抑制をするため、積極的に取り組むものでございます。

1、節電目標でございますが、本来なら、先ほど述べましたように、最大使用電力を15%抑制することが望ましいのですが、これですとわかりにくいので、学校では全体使用料の15%を削減目標に掲げ、対策をとることにいたしました。

2として、その対策でございますが、一番電力を必要とする教室の冷房でございますが、26市でも冷房設備を完備しているのは、昨年までですと3市しかございません。本年度、昨年の猛暑により、他市では教室の冷房化を進めたところですが、震災の関係で国の補助金が本年はつかなくなり、おくれる市もあるようでございます。そんな中、教育委員会といたしましては、設定温度を今までより2度上げて30度にしたいと考えております。30度といいますと何か大分高い設定かもしれませんが、湿度等は抑えられますので、今までのようにはいきませんが、児童・生徒に少し我慢をしていただきたいと思いますと考えております。

また、照明の節電については、特別教室等に移動する際には必ず消すこと、また、天気のよい日は教室窓側の証明を消すなどもお願いしております。これにつきましては、各学校に照度計を配布いたしましたので、教室の明るさ、500ルクス以上を確認していただこうと考えております。

また、夏季休業中は、職員室を初め、学校ごとに違いがありますが、特別教室が個別空調を整備しておりますので、それを利用していただき、学校全体を冷房する集中式の冷房設備は使用しないものと考えております。

その記載内容は、今でもほとんどの学校は行っていることでありまして、4

月の電気料については、4月は体育館の夜間開放を中止したこともありますが、約30%の節電ができております。

3番、学校施設の一般開放ですが、学校施設は一般市民への開放を行っております。電気の使用量を抑えるため、校庭に照明設備のある つ北小、拝四小、昭和中の夜間の校庭開放を中止したいと考えております。校庭の照明設備は1時間で約40キロワットぐらいの電気を使用することになり、体育館でいいますと5校分ぐらいの電気を使用いたしますので、夜間の貸し出しは難しいと考えております。ただ、体育館の夜間開放については、震災から5月10日までは貸し出しを中止しておりましたが、7月以降もできるだけ節電をしてもらいながら開放をいたします。開放しても、目標の15%の削減はできるものと考えております。

以上です。

○社会教育課長（片岡国幹） 2、生涯学習施設の節電対策及び施設利用制限について御説明申し上げます。

震災を受けまして、4月には計画停電等にあわせて貸し出しを一部制限してまいりました。その後の状況を見ながら、5月、6月は通常どおりの貸し出しをしてございます。今後、電力需要の増大が見込まれます夏季の節電対策につきまして、前年度の同時期の電力使用量の15%を節電ということで、7、8、9月の3カ月の節電に努めてまいります。15%の節電につきましては、施設ごとで対応をとってまいります。

まず初めに市立会館でございますけれども、こちらにつきましては、午後、夜間の貸し出しを一部制限いたします。そのほかにロビーの照明、また空調等、こういったものをこまめに節電に努めてまいります。

スポーツセンターにつきましては、やはり照明であります水銀灯の一部削減ですとか、空調による節電、それから野球場の夜間照明やスコアボード、それから一部貸し出しの校庭の夜間照明等については中止をしております。市民プールにつきましても、流れるプールのポンプの調整などによって節電に努めてまいります。

図書館につきましては、火曜日、金曜日の夜間の開館を控えるほか、照明それから空調等について節電に努めてまいりたいと思います。分館・分室につきましても、利用時間を一部制限するなどして、それぞれ節電に努めてまいります。

市民会館・公民館でございますけれども、こちらにつきましても午後の開館の一部を制限するほか、照明や空調、こういったものについても配慮をしております。

こういう各施設の対応で15%の削減を目指してございます。

なお、この一部利用を制限する時間帯等につきましては、広報ですとか、それからホームページでお知らせをしておりますので、よろしく願いいたします。

○庶務課長（丹羽 孝） 3、大地震等が発生した場合の児童・生徒への対応について、授業時間内における災害対応の指針でございますが、これは、この前の3月11日の地震の際、各学校での児童・生徒への対応が、集団下校をしたところ、普通に下校したところ、普段通り授業を続けたところ等、学校ごとの対応が異なってお

りました。このようなことを受け、授業時間中に地震等による災害が起きた場合、児童・生徒の帰宅方法や保護者への引き渡し等の指針を策定したものでございます。

(1) 災害対応の認定基準でございますが、2つございます。1つとして昭島市で震度5強以上の地震が発生した場合、2として、東日本大震災のように、昭島市では震度4でしたが、帰宅困難者が発生し、保護者が家に帰れない状況が想定される場合で、このときは教育委員会が災害と判断いたします。この基準で災害対応と認定した場合は、以下のことが行われます。

(2) 学校の対応ですが、①から③までは各学校の危機管理マニュアル及び学校災害時対応マニュアルに従うものでございまして、児童・生徒の避難については学校での訓練ができておりますが、②、③については今まで訓練の中に入っておりませんでしたので、今後は避難訓練を行うときに②、③を行っていただきたいと考えております。

(3) 教育委員会の対応では、教育委員会は情報収集を行うとともに、各学校に教育委員会の対応方針を確実に伝えることといたします。また、その内容については、ホームページが利用できるようであれば掲載をいたします。特に児童・生徒の帰宅方法については掲載を必ずいたします。

次のページの、(4) 児童・生徒の帰宅方法でございますが、災害対応と認定した場合でも小学校と中学校では対応が異なります。

小学校の場合は、災害と認定した場合には、すべての児童を保護者に確実に引き渡すことを基本といたします。そして、引き渡し時間については終業時間といたしました。ただし、自主的な保護者の迎えがあった場合は、引き取り訓練の要領に基づき、児童を保護者に引き渡すこととなります。また、保護者が学校へ迎えに来ることができない児童は、学校内で最後まで保護することとなります。

中学校の場合は、(5) の保護者引き渡し等の基準を見ていただけるとわかりやすいのですが、震度5強から震度6強のときは、生徒は基本的には安全に配慮し集団下校をさせます。ただし、生徒の個々の状況に応じては、保護者への引き渡しや安全に配慮した最善の方法で対応いたします。このことは、さきの地震のときも起こったようですが、地震のショックで下校することが困難な生徒がいたようでございますので、個々の対応も必要かと考えております。震度7のときは保護者が引き取りに来ることといたしました。今までは、中学校では保護者が引き取りに来ることは考えておりませんが、震度7で建物が倒壊するようではもちろん帰すわけにもいきませんので、保護者へ引き渡しを行います。

また、表の下に記載しておりますが、上記の表にかかわらず、小学校では震度5弱以下、中学校でも震度6強以下であっても、教育委員会の決定により保護者引き渡しとなる場合ももちろんございます。

(6) 保護者への周知でございますが、このことが大事でありまして、保護者が災害時における学校の対応について理解していることが一番重要であります。児童・生徒の帰宅方法や保護者引き渡し基準、そして③の児童・生徒の下校時間が通常より1時間以上おくれた場合は保護者引き渡しと判断すること、この3点を保護者に理解していただいて行動をとっていただけるよう、今後、学校を通して周知徹底を図ってまいります。

以上であります、この指針に沿うことにより、災害時の混乱時に児童及び生徒また保護者への対応が少しでもスムーズに行えるものと考えております。

以上です。

○学務課長（浦野和利） 4、震災避難児童・生徒への就学援助について説明させていただきます。

今回の震災により、昭島市に避難している児童・生徒の人数につきましては、4月の定例会で御報告したときよりも中学生がお一人ふえまして、小学生5人、中学生3人となっております。その中で、就学援助への相談件数につきましては3件、申請件数が2件で、その申請された2件とも認定されております。

以上でございます。

○庶務課長（丹羽 孝） 5、放射能安全基準等への考え方についてでございますが、福島原子力発電所の事故を受け、放射能の影響がクローズアップされ大きな問題となっており、放射能に対する不安が広がっております。昭島市においては、福島原子力発電所から250キロぐらい離れておりますが、児童・生徒、保護者の方で心配されている方が大勢いることと思われましたので、教育委員会の放射能への考え方を御説明いたします。

まず（1）ですが、児童・生徒が受ける年間の放射線量についてでございますが、児童・生徒が受ける人工の放射線量を年間1ミリシーベルト以下になることが望ましいとする。1時間当たりになると0.19マイクロシーベルトといたしました。年1ミリシーベルトにつきましては、国際放射線防護委員会で一般住民が1年間に浴びてよい人工の放射線量を1ミリシーベルト以下と定めているところがございます。

次のページを見ていただくと、福島原子力発電所の事故を受けまして、現在の国の年間の放射線量安全基準を記載いたしております。ここにある年間20ミリシーベルトが今問題になっており、不安を大きなものにしていただいております。そこに年間20ミリシーベルトの計算式を載せてございますが、地域のポイントごとに計測して数値化しているのは1時間当たりの放射線量で、単位がマイクロシーベルトとなります。それを年換算しますと、例えば、そこに式がございまして、1時間当たり3.8マイクロシーベルトとすると、外で8時間生活すると仮定いたします。3.8掛ける8時間、そして、そのほかの時間は屋内にいるということで、屋内における被ばく低減係数0.4を掛けまして、3.8掛ける0.4掛ける16時間、両方を足しますと1日当たりが出ますので、それに365日を掛けると1万9,972.8マイクロシーベルトとなり、1,000で割ると年間約20ミリシーベルトとなるものでございます。この数値から、1時間に3.8マイクロシーベルトを超えると危険と判断して、行動を制限しているようでございます。この20ミリシーベルトは、事故後の緊急対応的な数値であり、高い数値であるようではございません。

このような状況を受けて、児童・生徒への指導面でございますが、東京都においては福島県に比べて幸いにも非常に低い数値となっておりますが、現在の福島原発の状況から、可能な限り児童・生徒が受ける放射線量をできるだけ低く抑えるため、次の指導を行うことにいたします。

①、校庭等での活動後には手や顔を洗い、うがいをする。なお、土や砂が口に入った場合には十分うがいを行う。

②、風の強い日等で砂ぼこりが多いときは、窓を閉めるとともに、スプリンクラーを作動させ砂ぼこりを抑える。

③、雨になるべく濡れないようにする。突然の雨等に対応できるよう、置き傘などの用意をするといったしました。

ただ、そこにも書いてございますが、今の東京都での放射能の状況では、数値を見てもわかるように、問題があるわけではないものの、1から3については放射能に関係なくても学校で指導している内容であり、児童・生徒の不安をあおることのないよう注意して指導することといったしました。

(3) 都内(新宿区)における放射線測定結果についてでございますが、東京都では1カ所で、新宿区百人町で東京都が定点計測を行っており、都のホームページに毎日更新されており、確認ができますので、今後も注視していきたいと考えております。そこに記載しましたが、被災前ですと年間に換算すると0.178ミリシーベルト。一番高い日の数値が3月23日ですが、0.767ミリシーベルト。現在は0.347ミリシーベルトとなっており、この数値は事故後、少しではありますが、減り続けております。この数値からわかるように、東京都における放射線量は危険ではないということが言えるかとは思いますが。

また、校庭の土壌に対する放射能汚染を心配する方も当然おります。実際に福島県の小学校から危険な数値が出て、土の入れかえ等を行ったところもございました。そこで、昭島市の校庭の汚染がどうかということでございますが、当然、放射能を多く含んでいけば放射線量が高くなるわけで、東京都の放射線量は先ほど言いましたように高くなっておりませんので、危険はないものと考えております。

また、昨日の26市の教育長会の定例会でも、放射能への対応について話題になりまして、空間や土壌測定、非常事態への対応など、今後の東京都としての統一的な対応について見解を示すように要望したところでございます。

以上でございます。

○学校給食課長(山下秀男) 6、学校給食で使用する食材料の安全性への対応についてでございますが、まず、食品の安全を確保するための国及び都道府県の対応として、国は食品衛生法上に食品中の放射性物質に関する暫定規制値を設定。これは具体的に、放射性ヨウ素は、飲料水・牛乳・乳製品が300ベクレル以下、根菜・イモ類を除く野菜類が2,000ベクレル以下、放射性セシウムにつきましては、飲料水・牛乳・乳製品が200ベクレル以下、野菜類・穀類・肉・卵・魚その他が500ベクレル以下などと設定しておりまして、この暫定規制値を超えた食品については、食品衛生法第6条第2号の規定に基づく販売等を禁止される食品及び添加物として、出荷制限・摂取制限等を発令し、市場に流通させない措置を講じております。

そして、国及び都道府県による食品中の放射性物質に関する検査は、5月12日現在では、1都1道1府16県ですが、一昨日、山梨県が追加され17県で実施されまして、農畜水産物の累計2,972検査試料を検査し、結果を厚生労働省がホーム

ページ上で公表しております。うち、暫定規制値を超過し出荷制限となったものにつきましては、累計で、5月12日時点で247件。直近では神奈川県南足柄の生茶葉と荒茶などが追加されて、一昨日の時点では267件となっております。

このように国は、有害な、もしくは有害な物質が含まれ、もしくは付着し、またはこれらの疑いがあるものについては市場に流通させないよう、食品の安全性を確保するための措置を厳格に実施しておりますので、暫定規制値の適否については専門家の間でも議論のあるところでございますが、基本的には、市場流通している食品については学校給食の食材料として使用できるものと考えております。

しかしながら、ただ漫然としているのではなく、安全性向上のための対応といたしまして、出荷制限・摂取制限等の動向、及び厚生労働省まとめによる食品中の放射性物質に関する検査の実施状況の結果公表を注視するとともに、使用食材料のうち野菜類などについては可能な限り出荷J A単位で産地を把握し、より安全な食材料の調達に努めてまいりたいと考えております。東京都内におきましても、J A単位での放射性物質検査計画に基づき、J A東京みどり管内の昭島市内におきましても、来月、6月29日、30日にハウレンソウ等の検査を予定しております。また、市といたしましても、地場野菜の安全性を確認するために、産業活性化室において当面、5月から8月までの4カ月間、1カ月2検体の検査を実施する取り組みが始まっておりまして、5月にはハウレンソウとキヌサヤについて、現在、検査機関において検査を実施しているところでございます。

また、原子力環境整備センターによる食品の調理・加工による放射性核種の除去率によりますと、食材料の水洗いと煮沸処理、いわゆるあく抜きなどですが、これにより放射性物質を相当程度除去できることが示されております。したがって、これを参考に、非結球性葉菜類であるハウレンソウ、コマツナ、チンゲンサイなどを初め、下洗い2回、切った後3回、計5回の水洗いを行っておりますが、こうした食材料洗浄の徹底を継続して行ってまいります。また、学校給食では、果物を除き、すべて加熱処理を施す調理方法を採用しており、例えばサラダでも加熱処理したものを真空冷却して提供しておりますので、今後もこの加熱処理を施す調理方法を継続して行い、安全性向上のための対応といたしたいと考えております。

○指導室長（花田 茂） 続いて7、修学旅行・移動教室等への対応についてです。

現在までの状況下においては、先ほどの5の（2）の中にあります学校における生活上の留意事項に配慮しつつ、予定どおり実施をいたします。

それから不測の事態に備え——これは余震等になるかと思えます——宿泊地における避難場所、避難方法等の確認を行っております。また、現地の警察、消防、病院等の関係機関との連携を図ってまいります。

3点目に、余震等で交通機関にトラブルが発生した場合、これは旅行取扱業者と連絡をとり合って、延泊等の措置が実施できるように協議してまいります。

以上です。

続いて8、教員の被災地への派遣についてです。これは先ほど教育長がお話しされたとおり、拝島第三小学校の教員が宮城県石巻市立広瀬小学校へ5月9日から24年3月31日まで派遣されております。

以上であります。

○社会教育課長（片岡国幹） 9の避難者に対する支援策でございます。

昭島市では、今回の大震災による避難者に対して、さまざまな支援を行っているわけでございますけれども、生涯学習部といたしましても関係施設で、避難者の方について、施設の利用について支援をするものでございます。総合スポーツセンター、体育館関係では、個人利用を無料といたします。図書館におきましては、貸出カードを発行する対応をしております。それから市民会館・公民館では、利用者の駐車場の料金を無料とするということで、実施期間、利用方法につきましては記載のとおりでございます。

よろしく願いいたします。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。以上9つの項目にわたりまして、各課の課長さん、また室長におかれましては、説明ありがとうございました。

かなり分量があるんですけども、この中につきまして、何か御質問や御意見等、いろいろあるかと思っておりますけれども、お願いいたします。

はい、小林委員お願いします。

○委員（小林和子） 3ページから4ページにわたりまして、大地震が発生した場合の児童・生徒への対応について詳しく指針を決めていただきまして、ありがとうございます。

それで、この中で一番、私は対応が大変になるのかなと思うことが児童・生徒の帰宅方法のことで、(4)番の①小学校、②中学校の場合ですが、ここに中学校、小学校も、震度7以上なら保護者引き渡しということになって、その後、震度5、6で保護者引き渡しとありますが、この保護者引き渡しということをや、やはり震度5以上ぐらいただたら徹底していただきたいなと思うことです。といいますのは、昭島あたりだと、かなり遠方に両親のどちらかがお勤めとか、場合によっては両親ともお勤め、保護者が1人の場合で、その方が遠方にお勤めで、こういう場合、この前も帰宅困難者は随分出ましたね。なかなか帰宅できない、連絡もつかないというような、そういう場合には、やはり原則、学校において保護するという、これがやっぱり大事じゃないかなと思います。

ただ、その場合に、学校の先生方もまた、今度は御自分の家庭の小さいお子さんがいるとか、いろいろな場合がありますから、各学校でそれぞれ危機管理マニュアルをいろいろつくっているとは思いますが、その辺を再度確認して、こういう場合にはだれが残ってだれが帰宅するとか、やはり学校に残っている子どもと、それからまた教職員の家庭のことも考えて、その辺のところを再度お願いしたい。

これからこういう災害がないことを祈りますが、東京直下型なんていうこともいろいろ言われていますし、いつ起こるかわからないのが災害なわけですから、そういう場合に、やはり児童・生徒を安全に保護者に引き渡すということをぜひ基本に、学校の対応をお願いしたいなと思います。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。

この保護者引き渡し等の方法についての御意見でしたけれども、ほかには。この件につきまして、いかがでしょうか、ほかの委員の先生方は。

はい、寺村委員。

○委員（寺村豊通） 昭島市内の学校の耐震補強というのは、もう全部終わったんですか。

○庶務課長（丹羽 孝） 今年で終わります。23年度ですべて終わります。

○委員（寺村豊通） やはり今回みたいに帰宅困難者、親が交通機関の混乱によって帰宅できないという場合に、これ、学校に保護するとなると、学校の強度というのも大事になってきますしね。その辺のところはどうだったのかなと、ちょっと思ったのですけれども。

あと、その4ページの一番上のほうですが、電話が通じない場合とかは教育委員会職員を直接学校へ派遣し伝達するという伝達方法ですけれども、これも、電話通じないし、歩くのも困難というようなときの対応も、やっぱり考えておかないといけないんじゃないかと思えますけれども。

○庶務課長（丹羽 孝） 今、委員の御意見、御心配なんですけど、多分そこまでの大きな被害ですと、震度7という大きな地震になっていることと思えますので、保護者の方は、保護者引き渡しということを理解していただけたらと思います。

一番問題は、3月11日のような時で、これが教育委員会ですべて言わないと、また、判断がまちまちになってしまいます。そういう時の保護者引き渡しについては、特に、教育委員会から必ず伝えますので待っていてくれということになります。

○委員長（紅林由紀子） そうですね。結局、都心とかに出ている、これが震度幾つだったのか、昭島は震度幾つだったのかということの情報が、歩いている状況ではつかめない。なかなかラジオとかを持っているということは、今後持つ人はふえるかもしれませんが、そういう情報が入りにくいときに、保護者の人が例えば都心とかにいたときに、それが今震度幾つだったのか、昭島で幾つだったのかということの的確に把握できるかどうかというのは、ちょっとどうなのかなというふうに思う部分もあります。

私は、意見を言ってあれなんですけれども、小林委員と割と同じ意見で、できれば統一していただいたほうが。本当に微妙な揺れというような、問題のないレベルなら下校はあると思うんですけれども、中学校の震度5強・6強と震度7の境目が、どういうふうに判断したらいいのか。それを、保護者に電話等もつながりにくくなってしまいうるか、ほとんどつながらないということもこの間わかりましたので、そういう状態で連絡網を使うということは多分無理だと考えますと、これを判断することは難しいんじゃないかなというふうに感じました。

あと、もちろん市の広報、防災無線等ありますけれども、あれも住んでいる場所によって微妙に聞こえにくかったりすることもありますよね。だから、そうい

うことも含めて考えると、このように線を引かずに、全部基本は保護者引き渡しにしたほうがいいのかなどちょっと感じるんですけども。この件に、そうした場合に出てくる難しいところというのは、どういうところなのでしょう。

○庶務課長（丹羽 孝） 判断が難しいのは確かでありますので、保護者への周知のところに③があるのですが、震度5とか6ぐらいの揺れがあつて、通常の下校時間より1時間遅れますので、それで家に帰っても子どもがいないようであれば、これは学校で預かっているんだよということを理解していただけたらと思っております。当然、普通の小さい地震では、もちろん子どもはお帰しします。震度5とかくらいですとだいぶ違うはずなので、そのときに子どもが帰ってこないならば、この前の通知で、学校で預かるんだなということをわかっていたらいいと思います。

先ほど言いましたように、この震度5強以下でも、教育委員会の決定により保護者引き渡しにするということもありますので、そこの2つを理解していただければ、保護者が家に帰ったときに、お子様がいなくても心配されないかと思えます。

○委員長（紅林由紀子） いかがでしょうか。

○委員（小林和子） 今に関連してなんですが、今、4ページの（6）保護者への周知ということですね。この辺を保護者の方に何回でもやっていただきたい。のどもと過ぎれば熱さを忘れるで、保護者の方もちょっとおさまってしまうとまた忘れてしまうこともあるかもしれません。少なくとも年度初めの保護者会のときとかは結構出席率いいと思いますし、学校だよりとかのいろいろな方法で繰り返し保護者の方に、こういう方法で学校は対応しますということを周知徹底していただくことが大事かなと思います。

親御さんのほうも、地震とかになると混乱してしまつて、ふだんのことや、わかつていても忘れてしまつたりということもあつて、どこへどうしたらいいのかわからなくなるかと思えますので、それこそよく言われる、耳にたこができるくらいお願いしたい。

こういう今の（6）番の1、2、3のことは、保護者とか地域の方へも、徹底していただくといいかなと思います。場合によっては、親御さんがだめな場合、地域の方がお迎えにということも場合によってははないことはないと思えますので、その辺も、地域の協力を得るとということも大事かなと思います。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。そうですね、この周知というのは非常に重要な部分だと思います。

先ほどの1時間以上おくれた場合ということなんですけれども、微妙な時間差で、すれ違ってしまつたりということはないのでしょうか。子どもの下校時間も曜日によっても微妙に違うと思えますし、その辺をどのぐらい保護者がきちんと把握しているかなという部分がちょっと。私も子どもがまだ小さいもので、中学生とかそのぐらいになったときの感覚が少しわからないのですけれども、どんな

ものでしょうか。

○指導室長（花田 茂） 私は中学生の保護者でもあり、小学生の保護者でもあり、高校生の保護者でもありますので申し上げますと、中学生以上になりますと、多分1時間ぐらいというのは普段でも、おしゃべりして遅くなることはよくありますので、難しいとは思いますが。しかし、2時間以上の場合、これはもう学校にいると保護者の方が判断されると思います。とにかく学校に行けば子どもは保護されていると認識していただければいいと思います。

学校が保護者の方に、繰り返しお知らせをしていくということが必要だと思います。

○委員長（紅林由紀子） そうですね。

はい、お願いします。

○学校教育部長（細谷訓之） 最初に、たたき台をつくりまして、一番問題になったのは、今議論になっている保護者への引き渡しをどうするかということでした。はじめは、小学校も中学校もすべて引き渡しというような形で案をまとめたんですけども、小・中学校長会にお話を持っていったときに、小学校長会はオーケーだということだったのですけれども、中学校長会は、震度5強から6のときに、例えば1人しか保護者がいらっしやなくて、そこに3年生の子どもが帰って行って、それは役に立つということもあるらしいんですね。つまり、保護するだけではなくて、子どももそこでちゃんと対応することも必要ではないかというお話がありました。そのときに例えば子どもへの聞き取りをしながら、私は家の安全を確かめてくると言えば、子どもを帰すことも必要ではないかというような御意見もあり、そういった中で、小学校と中学校と分けたというような形であります。

○委員長（紅林由紀子） はい、なるほどなという、ちょっと気がつかない観点で、教えていただいてありがとうございました。

すごく難しいところですね。とにかく確認がとれれば、それはいいとは思うのですがすけれども。一番恐れているのは、すれ違ってしまった場合とか。中学の場合は特に、小学校より少し通学距離が長くなりますよね。そういった点でもどうなのかなと思いますけれども。

○学校教育課長（細谷訓之） つけ加えさせていただきますと、やはり一番不安に思っているのは、子どもが安全かどうかを確認できるか。会うということではなくて、確認できるかどうかだと思うんですね。そのときに、そういった災害が起こったときに、とにかく保護者の方は学校に行っていただければ、その子どもがどこにいるとか、そこをまず確認をしておいてくれということは、ここの中でもお話しさせていただいているつもりです。

○委員長（紅林由紀子） そうですね。そういうふうに確認がとれる方法をちゃんと記して、周知していただければ、それでいいと思いますけれども。

○学校教育部長（細谷訓之） 例えば、帰らせた場合については、自宅へ帰らないで、隣の家に行くとか、そういったこともあるみたいなんですね。そういったときには、必ず子どもが今どこにいるかというのを学校で把握をしていくということを前提として、校長会にはお話をさせていただいています。保護者の方で子どもの安否を確認するためということであれば、とにかく学校に来ていただくということを前提として、これをつくりました。

○委員長（紅林由紀子） はい、わかりました。そうした場合でも一応、ここはこういうふうに集団下校という項目はちゃんとつくっておくということですか。

○学校教育部長（細谷訓之） はい。先ほどのちょっと繰り返しになってしまうんですけども、小学校と中学校ではその辺の自分に対する責任の持ち方が違うということで、それも校長会の意見を聞きながら決めたような状況でございます。

○委員長（紅林由紀子） はい、わかりました。
ということで、よろしいでしょうか。この学校の引き渡しの件、3番の件についてはよろしいでしょうか。
では、必ずそれを周知していただくということで、よろしく申し上げます。
ほかの件につきましては、何か御意見や御質問ございますか。
はい、お願いします。

○委員（寺村豊通） 1ページの1番の節電ですけれども、やっぱり夏の節電のために冷房を極力控えるとか、あとは、曇っていて少し暗いと思うのに照明をつけないとかというのは、適宜判断していただきたい。冷房なんかも、熱中症などもありますし、余りにも暑いのにつけないんだという一点張りではなくて、やっぱり臨機応変にやってもらいたいと思います。
授業でも、暗いところでやっているのは目にもよくないですし、その辺は、照明消す、消すというのだけを余り重点的にしないで、やっぱり暗いと思ったらきちんと電気もつけるということも考えてほしいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（紅林由紀子） はい、お願いします。

○委員（小林和子） それに関連して。逆に、ここにも出ていますが、使っていないところを消すということは、徹底してほしいなと思うんですね。これだけ大震災で節電ということが言われていますから、これからは皆さん、子どもたちも先生方も意識が変わるかとは思いますが、だれもいない教室でこうこうと電気がついたり、特別教室でもそういうことがあったりしないようにしてほしい。

電気に関しては児童・生徒に係とかね。子どもって割と係になると几帳面にやったりするものですから、そういうのも一つの方法だと思いますが。

とにかく無駄な電気は使わないというのは、学校だけではなくて、私たちの日常生活もそうだと思います。やはり今までが余り何でも豊富にあり過ぎたから、

それが当たり前みたいになってはいますが、やはりある程度節約するとか、我慢するということも必要だと思います。だから、必要ならば、もちろん照明とか冷房も必要でしょうけれども、そうでなく、昔のことを言って余り年とったみたいでよくないかもしれませんが、でも、やはりある程度そういう忍耐力をつけるという、我慢するということも必要かなというふうには思います。

○委員長（紅林由紀子）　そうですね。初めてのことで、どんなことかというのはわからない部分も大きいとは思いますが、節電は、不必要なものは使わないということは基本ですけれども、寺村委員がおっしゃったように、そのために倒れてしまったりということになったら本末転倒なわけですから。特に暑い教室とかで、子どもたちの人数多いところとかは、かなり暑くなるということも想定されますので、何か自分で冷やす工夫がありますよね、首に巻いたりとか、張ったりとか。いろいろあると思いますのでそういう工夫をみんなで一緒に考えることを、学校の中でとか、家庭も含めてですけれども、していったらいいかなというような気はします。みんなで少しずつ我慢して電力を減らすということは、今後の環境のためにとっても大事なことだと思いますので、そのための一つの勉強も含めて、やればいいんじゃないかなと感じます。

この件につきましては、ほかにございますでしょうか。学校の節電、施設利用制限ということですが。

はい、どうぞ。

○委員（小林和子）　2ページにあって、一つ気になったのは、市民図書館で夜間開館の火曜、金曜の午後6時から8時を中止することで、お勤めで、この時間ぐらいしかなかなか行けないというような方たちが、不便なのではないかなと思うんですが、いかがなんでしょうか。

○市民図書館長（太田 勇）　3月11日の東北地方太平洋沖地震の発生以降、5月10日まで夜間開館を中止させていただき、図書館利用者の方には大変御迷惑をおかけいたしました。特にそのことで苦情はありませんでしたので、昼間のところで開館時間を確保しました。節電に協力し、使用電力15%削減を目標に、どこの時間帯の開館を中止するかというところで、夜間開館の中止を選択させていただきました。

○委員長（紅林由紀子）　夜間開館は、この火曜、金曜だけですよね。

○市民図書館長（太田 勇）　はい、そのとおりです。

○委員長（紅林由紀子）　逆に、すみません、空調とか冷房設備等をとめるということ考えると、昼間を半日どこかで減らすことで、例えば2週に1回は夜間を開けるというような選択というのはできないんですか。やはり小林委員がおっしゃったように、夏休みですから学生さんは昼間行けると思うんですけれども、お勤

めの方は夜じゃないと行けないということを考えると、時々はと言ったらあれですけれども、開ける機会はあるといいのかなという気もするんですけれども、いかがなんでしょうか。

○生涯学習部長（伊東一彦） 今、市民図書館長が申しあげましたように、電力消費前年比15%を削減するということがございます。夏休みの時期ですので、子どもさんたちも来館します。暑い時期ですので、昼間についてはできる限り開館した方がいいのではないかとということで夜間の閉館としました。夜間については、市民図書館長が申しあげましたように、当初、夜間を閉めたときに市民の皆さんに御理解いただきながら実施したところがございますが大きな混乱もなかったことから、15%削減確保という中で、夜間開館中止ということにさせていただきました。

閉館方法につきまして御意見をいただきましたので、もう少し柔軟に対応できないか検討してまいりたいと考えますので、よろしくお願いをいたします。

○委員長（紅林由紀子） この中止は、8月、9月ですか。7月、8月、9月ですか。

○生涯学習部長（伊東一彦） 7月、8月、9月です。

○委員長（紅林由紀子） 3カ月の長きにわたりますので、ちょっと御検討をいただければというふうにも感じましたので。

ほかに、この節電対応関係につきましては、何かございますでしょうか。

御不便をおかけするということについては、皆様御理解はいただいていると思いますけれども、なるべくうまくしていただければと感じます。

では、ほかに、あとは4番、5番、6番につきまして、何かございますでしょうか、御意見等。

○委員（石川隆俊） それじゃ、ちょっと放射線安全基準のところを。

私はたまたま、がん研究所とか東大でがんの研究をしまして、放射線も随分使って研究をしました。また、東海村の臨界事故で亡くなった方も、実際全部調べて、多分うちの教室で、私がサインして出したわけで、ある意味では専門だと思えますので、その辺の事情をちょっと話しますと、今回のここに書かれた考え方というのは全く妥当だと思いますが、どのくらいまでが我々が放射線に対して安全かという、本当のことを言えば、基準がまだできていないのでございます。つまり、ここまでが安全で、これからが危ないというのは、閾値というんですけれども、閾値があるかないかということさえも本当はわかっていないんですね。だけど、いろんな状況から、この辺までは危ないだろうというふうに決めているんですが。

我々の浴びるものの外部放射というのは、これは表から光がやってきて、体を抜けるやつですね。これは原爆が一番代表的なもので、これはもう1万も浴びたら即死なんです。

だけど、医療被ばくはもちろんそれに近いものがあり、例えば局所的に、がんをやっつけるために3,000、4,000という値のものを当てるわけですね。ただ、部

分的ですから、他の部分は覆ってやりますから余り害がなく、その分、がんだけが死んでいるわけですね。実際に白血病のときにやる骨髄の移植は、まず全部の白血病細胞を、全身に当てて細胞だけを殺しといて、他人の造血細胞あるいは自分のもので昔からとったものを入れて、それを再び体の中に定着させて、そのがんを殺すという、こういうふうな考えもありますね。それは大体1,000ぐらいの値なんです。

それに比べて今回の福島原発は、これからどうなるかわかりませんが、粒子としてやってくるわけですね。つまり空気に乗って、それが飛んできて、我々の体の表面につくとか、野菜の上ののっかるとかして、そういうものを我々が食べるとか、あるいは表面にくっつくということで害をするわけですね。そのようなものに含まれている代表的なものが、よくいわれているヨード131というもので、あれだけでも4種類のガンマ線を出すんです。だから、セシウムもそうですけど。いろんな種類の、それ以外のものも含めた総合的なもので、そういう放射線を出すものを粒子が持っているということなんです。

だけど、今までの経験で、原爆などから見ると、初めは相当に広島の後、がんなんかが出るだろうと思ったんですが、予想に反して意外に出なかった。早い時期に白血病が出るぐらいで、後になって余り出なかった。

あのような放射線の影響というのは、まずがんをつくることで、白血病が代表的なものです。皮膚の場合は、今回の一部の消防士なんかは皮膚の表面に若干のダメージを受けるとか。もっと強ければ血液がやられて、白血球が減ってしまうということがあります。一般的には命が短くなるかですね。その次の問題は、遺伝子にそれが当たって、次の世代に異常を起こす。これは突然変異といいます。親の精子や卵子に当たったものが次の世代に問題を起こすとも考えられます。ところが、広島でよく調べても、そのようなことはほとんどないんです。だから、そういう意味では我々が思った以上に放射線というのは、がんを比較的、そんな簡単にはつくるものではないというのが我々の印象なんです。

だけど、もちろん遺伝子を壊すものとしては、放射線もありますけれども、紫外線にもあります。それから、発がん物質ですね。いわゆる突然変異物質。これは農薬などもあるし、この前の問題のアフラトキシン、汚染米にもあります。こういうふうなものはいずれも遺伝子にくっついたり、遺伝子を切ったりしてダメージを起こすわけです。そのようなものを考えると、何も放射線だけが危ないわけじゃなくて、ひょっとすると、これは野菜にまかれた農薬のほうが危ないかもしれない。だから、そのように考えると、今回のものは余り神経質に恐れることはなくて、もっとほかにもいろんなものがあるんだということを考えてほしいと思うんです。

今回の1年間に1ミリシーベルト、これはだから案外妥当だと思っています。例えばレントゲンを1枚浴びたら、昔の銀板のものだと、そのくらいを浴びちゃうわけですね。あれはもう胸だけですけれども。だから、女の人の場合には子宮・卵巣の部分は覆うとかしてやるわけですけれども。だからやはり医療被ばくというのは結構大きいんです。昔は、レントゲンを何枚も何枚も撮ったら相当浴びるし、医者はもちろん、レントゲン技師も浴びるわけです。実際に実験などに関係している人間の白血球をはかると、どんどん減っていくわけです。それで今

度は要注意ということで、昔はしばらく休めとか言ったわけですがけれども、どうもそういう人には余りがんも出るわけでもなさそうなので、割合に人間は丈夫だろうというふうに私は思っています。

そんなことが大ざっぱなコメントです。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。ということで、御専門の話をしていただきましたけれども、この数値については妥当であろうというように理解してよろしいのでしょうか、本質的に。

○委員（石川隆俊） 私はだから、これで十分だと。ただ、これからまだ問題は、あれが収束しないで、仮にもっともっと粒子が飛んできたら、これは厄介な話で、そこだけはモニターしてくれよと。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。

ということですがけれども、ほかに、この件につきまして、放射線関係ということでは5番、6番あたりにつきまして、何かございますでしょうか。

6番の、例えば学校給食で、野菜をこのように洗っていますとか、このぐらい煮沸していますとか、今そういったような食材のやり方につきまして、保護者の方にはどのぐらい伝わっているかと考えたらよろしいのでしょうか。

○学校給食課長（山下秀男） 個別にお問い合わせいただいた保護者につきましては、こういった内容のことをお話ししているんですけれども、広くすべての学校を通じて保護者の方にお知らせしているというようなことは、今現在では、取り組んでおりませんので、今後検討する必要もあろうかと思えます。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。

こちらの5番の（2）、学校生活上の留意事項というところも含めてですがけれども、やはり指導していただいたり説明していただいたほうが安心できるんじゃないかなというように私自身は感じるんですけれども。言い方によっては、ちょっと逆に怖いのかなというように思う方もいらっしゃるかもしれませんが。やはり私個人関係の考えとしては、これからは自分の身は自分で守らなきゃいけないという部分も必要なのかな、そういった知識とか、そのために何をしたらいいのか、そういうことも生活者として学んでいかなければいけないのかなと、今回の震災を通じて強く感じた部分でもあり、そのためにはやはり、こういった情報は出していただいたほうがいいのかなと感じています。

主婦として、実際に給食でどういうものを出していただいているかということも含め、自分たちが毎日のものを買うときに、これ、買っていいのか、買ってどうなのかなというふうに思いながら買っている人も多いと思うんですよね。そういったときにも、給食ではこういうことをしていますよということを出していただくことが、安心部分にもなるし、勉強にもなる部分じゃないかなと思いますので、そういったことをオープンにする方向で、ちょっと考えて、御検討いただければなと私は感じました。

ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、これら全部含めまして、この9項目について、ほかには何かございますでしょうか。

今回の震災関係でいろいろ御検討いただいて、本当にありがたいことだというふうに感じています。きょうの毎日新聞の冒頭に、今の被災地での行政の皆さんがどれだけ大変かという記事が1面に載っていましたが、市民のために本当にいろいろと検討、対応していただいて、非常にありがたいことだなと感じておりますので、ぜひこれからもどうぞよろしく願いいたします。

ほかには何かございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、長くなりましたけれども、この協議事項につきましてはこれで終わりたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

それでは続きまして、報告事項に入らせていただきます。

報告事項1、平成23年度昭島市一般会計第1号補正予算（案）＜教育委員会関係＞について、説明をお願いいたします。

○庶務課長（丹羽 孝） 平成23年度昭島市一般会計第1号補正予算（案）＜教育委員会関係＞について御報告いたします。報告資料1でございます。

この第1号補正予算につきましては、平成23年6月10日から6月28日まで開催を予定しております、平成23年第2回昭島市議会定例会に提案をするものでございます。

まず歳入でございますが、学校教育指導事業等委託金につきましては、東京都より、ここで内示等が出て減額されたもの、または増額されたものがございません。

まず、スポーツ教育推進校委託金150万の減額については、スポーツ教育推進校が当初の11校を予定しておりましたが、8校しか認められないことにより、1校50万円で、掛ける3校で150万円の減額。

言語能力向上推進事業委託金と学校と家庭の連携推進事業委託金につきましては、本年度からの新たな事業を行うもので、事業が認められましたので、それぞれ計上させていただきました。

都臨時教職員任用事務委託金48万9,000円は、学校都事務職員のうち3人が再雇用になっており、勤務体系が週4日勤務となっており、残りの1日を臨時職員で補うため、都から委託金が出るものでございます。

補正歳入合計が597万3,000円の増額となっております。

続きまして歳出でございますが、まず、庶務課につきましては学校用務員について、小・中学校では再雇用職員が不足し、そのかわりに臨時職員を雇用したため、それぞれ48万8,000円の減額をいたしました。

教材備品60万円の増額については、22年度末に学校のスポーツ及び文化振興ということで寄附を60万円いただいております、瑞雲中学校にチューバ1台、清泉中学校にハンドボールのゴールを購入する予定です。

また、消耗品60万円の増額についても、昨年度末に中学校図書館の蔵書の充実ということで寄附金60万円をいただいております、中学校6校に10万円ずつ配当し、図書を購入に充てるものでございます。

指導室の教育指導等事業費417万6,000円の増額については、まず、臨時職員の賃金48万9,000円は、歳入で説明いたしました都職員の補充のための臨時職員を雇用するためのものであり、また、謝礼518万7,000円は学校と家庭の連携推進事業を行うためのもので、小学校7校、富士見丘、中神、光華、拝島第一、拝島第三、拝島第四小学校と、それと中学校6校で実施し、1校39万9,000円で、15校ですので計518万7,000円となります。不登校などの主に生活指導を行う支援員への謝礼となります。講師謝礼41万8,000円及び消耗品108万2,000円の減額は、スポーツ教育推進校3校が認められませんでしたので、その費用分を減額いたしました。

教育研修事業費の179万7,000円は言語能力向上推進事業を行うためで、つつじが丘南、つつじが丘北、拝島第一小学校の3校で実施するもので、1校当たり59万9,000円で179万7,000円となり、学校図書館を活用した各教科の授業、討論、発表等の学習活動を実施いたします。

小学校教育教材費等経費424万3,000円については、小学校の指導書の購入費用で、本来は昨年度に購入済みのはずですが、指導書の中に下巻が間に合わないものがあり、本年度購入いたします。

次が、学力向上推進プラン事業の158万4,000円は玉川小学校の体育教師への謝礼でございまして、昨年は都より体育講師の派遣がございましたが、本年はそれがなくなりましたので、引き続き行うため増額いたしております。

学校給食運営費189万2,000円の減額については、臨時職員1名分が不要になったため減額をいたしました。

市立会館管理運営費の77万2,000円は、当初は臨時職員で対応する予定でしたが、本来の再雇用職員が見つかりましたので、増額をいたしております。

運動施設管理運営費の6万7,000円の増額は、22年度末にこれも寄附があり、テニスのネット、サッカーゴールのネットを購入させていただきます。

補正歳出合計は1,097万1,000円の増額となっております。

以上でございます。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。

本件に対する質問や御意見、ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、この件は以上で終わりたいと思います。

それでは、報告事項2、平成23年度小学生英語チャレンジ体験事業の概要について、説明をお願いいたします。

○庶務課長（丹羽 孝） 報告事項2、平成23年度小学生英語チャレンジ体験事業の概要について御報告いたします。

本事業につきましては、昨年度に小学生の英語学習の場の一つとして小学生英語ふれあい体験事業を実施したもので、今年度は同事業を国分寺市との共催で、小学生英語チャレンジ体験事業という名称で実施いたします。実施場所は調布市八ヶ岳少年自然の家で、8月1日の月曜日から8月3日の水曜日までの2泊3日で行います。対象者は小学6年生。募集人員は昭島市と国分寺市で各42名を予定

しており、応募が多かった場合は、学校の割り振りを加味して抽選とさせていただきます。

事業内容は、昨年と同様で、トレーニングを受けたアメリカ人学生20人程度をリーダーとして行われる宿泊体験事業（アメリカンサマーキャンプ）に参加をいたします。本年度は国分寺市の小学生と班を組んで一緒に行動することになります。参加費は6,000円、引率者は5名の予定です。募集方法は、昭島市立小学校に通う児童の場合は5月23日から各学校を通じて募集いたします。市外の小学校に通う児童については6月1日号の広報で募集いたします。

以上でございます。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。

昨年も実施いたしました小学生の英語チャレンジ体験事業についてですが、この件につきまして何かございますでしょうか。

昨年は、2つの市でというような主催の形ではなく、どこかのそういうカリキュラムに参加したという形だったような、うろ覚えなんですけれども、今回このようになったというのは、どういう違いが出てくるのでしょうか。

○庶務課長（丹羽 孝） まず1番の違いは、国分寺市と共催で実施することによりまして、多摩・島しょの広域連携活動助成金がもらえることになります。これは、昭島市と国分寺市で共催をして、事業を自分たちで実施するということで補助金が出るわけです。今回につきましては、今までの内容に昭島市と国分寺市で行う意味を委託会社に言いまして、なるべく自分たちの地域の自慢とか、学校の自慢とか、そういうものをカリキュラムの中に入れていただいて、共同でやる意味をより強調して実施してもらおうつもりです。昨年は、どこの学校の生徒と一緒にやるかは全然わからなかったんですが、今年については、私どもの82人でこの事業を貸し切りで行うことになりました。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。よりオリジナルな、自分たちの地域性にフィットするような形でできるようになっていくということですね。

ほかにはよろしいでしょうか。

○委員（石川隆俊） 実施場所は調布市が八ヶ岳に自前で持っているらしいですけれども、昭島市も何かありましたよね、。

○社会教育課長（片岡国幹） 富士見高原に宿泊施設があります。

○庶務課長（丹羽 孝） 昭島市の場合の、持っておりますが、この事業をやるためには体育館とか、ある程度の施設がないとできないもので、そういう意味で、今回につきましては、この調布市の八ヶ岳自然の家、なるべく公的なものを使うということで、こちらのほうにさせていただいています。本来でしたら、確かに昭島市のものを使うのが一番いいのかと思うんですが、雨とかいろいろの対応がございまして、こういう形になっております。

- 委員（石川隆俊） 少し代金は払うんですか。
- 庶務課長（丹羽 孝） 宿泊代は普通に支払いますが、でも安いです。ここに書いてありますように、食事と施設利用料で6,000円程度ということでございます。
- 委員長（紅林由紀子） よろしいでしょうか。
- 委員（石川隆俊） わかりました。
- 委員長（紅林由紀子） ぜひこの共催という形で成功していただいて、今後につなげていただければなというふうに思います。
それでは、よろしいでしょうか。続きまして、報告事項3、昭島市難聴・言語障害通級指導入退級判定委員会委員の委嘱の承認について、お願いいたします。
- 学務課長（浦野和利） それでは、報告事項3昭島市難聴・言語障害通級指導学級入退級判定委員会委員の委嘱の承認について、御説明いたします。
本件につきましては、先ほどお答えしましたとおり、昭島市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項の規定を適用し委嘱したものです。また、同条第2項で、その内容を教育委員会に報告し承認をお願いするものでございます。
それでは、昭島市難聴・言語障害通級指導入退級判定委員会委員の委嘱でございますが、本件につきましては、本年1月に昭島市難聴・言語障害通級指導入退級判定委員会要綱を制定いたしました。それに基づき本年4月より実施するもので、皆様新規の委嘱ということになります。
まず、選出区分でございますが、難聴・言語障害通級指導学級設置校校長といたしまして堀聡明氏。学識経験者といたしまして東京学芸大学教授の相伴潔氏。臨床心理士といたしまして浦山伸悟氏。指導学級を担当する教諭といたしまして浜砂美穂氏、谷部美由紀氏。指導主事といたしまして松尾了氏。教育相談員として原田貴平氏。
任期といたしましては、平成23年5月13日から平成24年3月31日まででございます。
よろしくお願いいたします。
- 委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。
この件につきまして、何かございますでしょうか。
それでは、この件につきましては、よろしいですね。
それでは続きまして、報告事項4、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律の改正に伴う学級編成の状況について、お願いいたします。
- 学務課長（浦野和利） 報告事項4、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律の改正に伴う学級編成の状況について、御報告いたします。
本件は、4月22日に同法律の改正案が施行され、小学1年生の35人学級が実施

されたのに伴い、4月の定例会で御報告いたしました平成23年度昭島市立小・中学校学級編成の状況についての、小学校の学級数及び教職員定数が変更になりましたので、再度御報告するものでございます。今回の改正により学級数が変更になる対象校は、中神小学校、光華小学校、拝島第一小学校、拝島第二小学校の4校でございます。

なお、この4校以外につきましては、もともと1学級が35人以下であったために改正の対象にはなっていないということでございます。

また、この改正により、基本的には1学級35人以下で編成替えを行うこととなるのですが、次の3つの事由に該当する場合には35人を超えて学級を編成することができるかとされております。

アとして、普通教室の不足のため、小学校第1学年において35人編成が困難な場合。

イ、小学校第1学年の児童数が36人から40人の場合において、個別の学校の児童の状況に応じた教育上の配慮から学級を分割しない場合。

ウ、既に編成した小学校第1学年の学級について、35人の基準で学級を編成し直したときに児童に対する影響が大きいと、学校及び区市町村教育委員会が判断した場合。

以上の3つの事由でございます。

このため、各学校の対応が分かれたわけでございますが、中神小学校、光華小学校は、それぞれ2学級を3学級に編成替えを行いました。また、拝島第一小学校と拝島第二小学校は、先ほどの学級編成をし直したときに児童に対する影響が大きいと判断した場合という事由を適用して、編成替えを行わず、2クラスのままとなっております。

しかし、2クラスのままとした場合にも、教員の定数は35人学級の基準により算定するとされておりますので、3クラス分の教員が配置されます。拝島第一小学校では、国語、算数は2学級3分割の少人数指導、体育、生活科は学年合同授業、図工、音楽のTT授業で対応しております。また、拝島第二小学校では1年2組が、学級経営研修生として、もともと担任が2人ついていましたので、今回の増員で2クラスとも2人担任の体制になったということでございます。

次に、教員数でございますが、先ほど申し上げたとおり、編成替えをしてもなくても教員が1名増員されますので、中神、光華、拝一、拝二の4校につきましては、それぞれ1名の増となっております。また、光華小学校につきましては、6学年の合計の学級数が17クラスになったために、さらに1名の教員が配置され、合計で2名の増となっております。

以上でございます。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。

1年生の35人学級のことについての御報告でしたけれども、この件につきまして何かございますでしょうか。

東京都のほうで、1、2年生が以前38人になっていたと思うんですけれども、2年生については、ことしは38人ですが、それはまだ生きているのかということと、今年度については学期途中での異動ということで、選べるという状況になっ

たということなんですけれども、来年度についてもどちらかに選べるのか、それとも、もう来年度からはきっちり35で切っていくのかと、その辺はいかがなんでしょうか。

○学務課長（浦野和利） まず1点目の、38名かという御質問ですけれども、4月1日時点では、小学校1年生が38名、小学校2年生は39名ということになりました。ですから、現在も小学校2年生については39名ということになります。1年生につきまして、38名から35名になったということでございます。

2点目の、来年もクラス替えを選べるかどうかということなんでございますが、来年、2年生以降については順次検討するということになっておりまして、現在のところ、詳細についてはまだはっきりわからないという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（紅林由紀子） はい、わかりました。今後また何かわかりましたら教えてください。

それでは、この件はよろしいですね。

それでは続きまして、報告事項5、平成22年度「スクールプラン21」及び「学力向上推進プラン」の成果と課題及び平成23年度「スクールプラン21」及び「学力向上推進プラン」について、説明をお願いいたします。

○指導主事（稲富泰輝） それでは、報告資料5について、資料をもとに説明いたします。

本事業は、昭島市教育振興基本計画に基づき、特色ある学校づくりを行うために、各学校においてスクールプラン21を立案しております。また、児童・生徒の基礎的・基本的な知能・技能を確実に身につけさせ、みずから学び、みずから考える力などの確かな学力を育成するために、各学校において学力向上推進プランを立案しております。

本日は時間の関係から、平成23年度の案については2月の定例教育委員会で報告いたしましたので、平成22年度の成果と課題について中心に報告いたします。

まず、成果としまして、各プラン別に示されていますが、数値ではかることができる部分についてはその数値の表示、また、数値であらわすことができない部分についても、子どもの変容などについて示しております。

また、課題としましては、今までは「できなかった」という評価がありますが、これよりも「充実させる必要がある」と示している学校が多くなりました。課題として残すよりも、次年度に当たる今年度、平成23年度にどのように改善をして取り組むのかというものが計画につながっているものでございます。平成23年度は、昭島市教育振興基本計画の2年目に当たり、今年度の取り組みを振り返り、プランの骨子が変わらなくても内容を改善した学校が多くあります。

なお、各学校の内容については、お時間があるときにごらんいただければ幸いです。

以上で報告を終了いたします。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。

この件につきまして、何か御質問、御意見等ございますか。内容として細かくなっておりますので、後ほどまたじっくり具体的にこの成果をお読みいただければというふうに思いますけれども。

小林委員、お願いします。

○委員（小林和子） 多くの学校で成果として、学力向上プランの学力が向上したというようなことが挙げられていますが、その一つの原因は、先ほどの報告資料1の予算のことにも関連するんですが、臨時職員、学校の支援員の方、図書館、国語力育成支援員などの、やはり先生たちを配置していただけたことがかなりある。それから、先ほどの1年生が2学級から3学級というような、35人学級のこと。そのようなことで、やはり学校の中で先生たちの数が多いということは、それだけきめ細かく指導ができるということかなと思いますので、今後ともぜひそういう臨時職員、教員、いろいろな学校の支援員にしても、引き続き支援していただけるように、指導室でも今後とも配慮をお願いしたいなと思います。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。そうですね、やはり子どもたちを見る人がいればいるほどきめ細かく指導していただけるのではないかとということですね。

こういった支援員の方というのは、どういう人を見つけてくるかという点についてですが、各学校で先生方、手を尽くして探していращやるのか、あるいは市や指導室のほうで、そういった人材リストみたいなものをお持ちで紹介したりしているのか、この点についてはどうなんですか。

○指導主事（稲富泰輝） 今あった点についてですが、この学力向上とスクールプランにつきましては、学校で探してきている方が圧倒的に多くあります。これについては、昨年度のうちからヒアリングをしますので、決定すると4月の当初から配置できますので、人に声をかけるときに、4月から来てくださいねとなると、じゃ、もう例年のことですからという形ですので、学校で探してきている方が安定して働くというか、支援していただけるような制度になっています。

ただ、学校によって、新規の授業とか、途中で人がいなくなるといったときには、教育活動支援者リストというものを我々のほうでつくっておりますので、そちらから紹介させていただくということもございます。

○委員長（紅林由紀子） そうですね。ぜひ幅広くというか、いい人材の方をストックしていただけると、それだけ本当に助かると思いますし、学校の支援にもなると思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、この件は終わりにしたいと思います。

それでは続きまして、報告事項6、昭島市立学校初任者研修実施要綱の一部を改正する要綱についてですけれども、6から8まで同じような報告事項ですので、一括してお話しいただいてもよろしいですか。

○指導主事（稲富泰輝） それでは、今、委員長先生からありましたとおり、6から8まであわせて報告させていただきます。

まず、報告資料6についてですが、初任者研修、新しく教員になった方々の研修に関して要綱を一部改正させていただくことで、報告をさせていただきます。1枚おめくりいただくと新旧対照表がありますので、そちらをごらんください。

第4条（1）のところで、今までは月1日か2日程度実施していました当該の研修を月1日程度に改めます。具体的には、（1）のアの「年間15日程度」を「年間10日程度」に改めております。また、課題を選択して行う課題別研修、こちらは教育相談、情報教育等いろいろあるんですが、こちらは「年間7日程度」を「3日程度」にしています。

そして、第4条（2）でございますが、今までは年間300時間以上の校内研修を1年目に義務づけていましたが、これは180時間という形に改正しております。

また、第8条のところになります。第8条の3のところで、今までは「主幹教諭又は教諭」というものがありました。主幹教諭と主任教諭という職もできておりますので、そちらをあわせて入れさせていただきました。

要綱等はつけてありますし、また要綱の中にある別表についても、報告資料6の最後につけておりますので、御確認いただければと思います。

続きまして、報告資料7でございます。期限付任用教員（教諭）についての任用時研修というものがございます。こちらについても一部改正しております。

期限付任用教諭は、先ほど花田指導室長からもありましたが、新しく教員になる先生でございますが、6カ月更新で教員として入っていただいて、1年たったときに、もしも勤務のほうで良好な勤務態度であるとか、そういうところがあって東京都の採用試験に合格したときには初任者になるという先生方でございます。

1枚おめくりいただいて、新旧対照表をごらんください。

こちら、若干難しくなるんですが、第3条のイのところでございます。校内研修は180時間以上実施していただくところではございましたが、こちらについては120時間以上というふうに、こちらも減っております。ただし、これは校内研修、授業に関する研修でございます。難しくなるのはウのところでございます。今まで授業に関する研修のみ認められていましたが、今年度から初任者教員、正規の初任者がその学校に配置されている場合は、一緒に授業以外の研修60時間も受けてよいという形に改めさせていただきます。こうしますと、120時間の研修がイで定められて、ウのところは60時間ということになっていますから、120足す60で、初任者と同じ時間数で180時間の校内研修が実施できるということで、改善されているものでございます。

あとのところは、お読みいただければと思います。

その後には実施要綱と別表をつけておりますので、あわせて報告させていただきます。

続きまして、報告資料8でございます。

2年次研修実施要綱というものがございます。こちらなんです。先ほど申し上げたとおり、初任者研修の校内における研修が10日程度、そして校内における実習が180時間程度と減っていますが、2年目も何日間か、また校内において何時間か位置づけるというものでございます。

ですから、これは新たに定めているものなのですが、御留意いただきたいところは、第4条（1）でございます。校外における我々教育委員会のほうで実施する研修を、半日を1回として年間3回以上実施します。先ほどが15回から10回に減っていますから、ここで10足す3ということで、2年目までに13日程度やると残りの2日間については来年度また改めますが、3年次にやりますので、10足す3足す2で、従前どおり15日間の研修になるということになります。

また（2）ですが、校内における研修は、この年に30時間実施するということになります。

このように、1年目の研修を少し短くしたかわりに、2年目、3年目も研修として位置づけようというものでございます。

要綱については説明は以上なのですが、昭島市教育委員会では以前から、2年次、3年次研修というものを独自に実施しておりました。ですので、そちらの内容を見直して、学校で初任者育成を図っているところでございますが、教育委員会でも初任者の育成または初任者以降の人材育成に、これからも努めてまいりたいと思います。

以上、3つの内容を早く説明してしまいましたが、報告を終了いたします。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。

初任者研修、期限付任用教諭、それから2年次研修といった内容でしたけれども、この件につきまして何か御質問等ございますでしょうか。

今までやっていました2年次研修等とこれとの関係づけというのは、どういったふうにとらえたらよろしいのでしょうか。

○指導主事（稲富泰輝） 今までやっていました2年次研修は、2年次と3年次を合同でやっていまして、その年にテーマを定めてやっていました。ですので、1年目の研修から2年目の研修で直接関係ある内容では実施しないでいきましたが、ことし、このように2年次研修の実施を定めますので、1年目にやるものが15日から10日に減っていますので、そのときにできなかった内容を2年目のところのプログラムに入れていくという形になりますので、今まで市でやっていたものをそのままということではなくて、1年目の研修との関連性を図ることになります。となると、難しくなるのは3年目の研修でございます。ですから、2年目と3年目の研修を、少し内容を分けて実施しなければいけないという状況も生じてまいります。

○委員長（紅林由紀子） わかりました。

ということでございます。非常に研修は大事だと思います。今、初任者の方は大変増えていますので、非常に重要なことだと思いますけれども、それを分割というか、引き伸ばしてやっていただくということで、1年目での時間的な負担が、少し逆に軽減されるという意味では、いいのかなというような気は私はいたしませんけれども。

いかがでしょうか、小林委員は。

○委員（小林和子）　そうですね。初任者研修が少し、初任者だとなかなかたれるのも大変ということで、研修漬けではないようにし、その1年目に気がつかなかったことを2年目とか3年目で気がついたり、また新たな研修しなければならなかったりということがあると思いますので、そのように分けて研修するということがはいいことだなと思います。

○委員長（紅林由紀子）　ありがとうございました。

それでは、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、報告事項の9、平成23年度市民プール・拝島公園プールの開設について、御説明をお願いいたします。

○スポーツ振興課長（石川千尋）　それでは、平成23年度市民プール・拝島公園プールの開設について御報告いたします。

本年度も、市民の夏期の健康づくり、あるいは遊びの場として等のため、プールを開設いたします。開設期間は7月16日から8月31日までの45日間です。このほか、休業日を2日間とり、また、会場時間を午前9時30分から午後5時までとするなど、昨年と変更はございません。今年度も事故のないよう対応してまいりたいと考えます。

以上でございます。

○委員長（紅林由紀子）　ありがとうございました。

いよいよ7月からプールの季節ということでございますけれども、この件についてはよろしいですね。

では、事故のないように、どうぞよろしく願いいたします。

それでは続きまして、報告事項10、スポーツ祭東京2013昭島市実行委員会専門委員会規程について、説明をお願いいたします。

○主幹（国体準備担当）（武藤 茂）　それでは、スポーツ祭東京2013昭島市実行委員会専門委員会規程について御説明させていただきます。

スポーツ祭東京2013昭島市実行委員会は、昨年の12月に設立総会及び第1回総会を開催させていただき、そのときに役員及び会則等について御了承をいただいたところでございます。実行委員会の会則には、専門的事項を検討するために専門委員会を設置できることになっております。本規程は、会則に基づき専門委員会の組織及び運営について必要な事項を定めております。

資料の3ページをごらんください。専門委員会は別表のとおり、企画総務、競技式典、宿泊衛生、輸送交通の4つの委員会から成っており、各委員会では以下の内容について検討していただく予定でおります。なお、検討された事項については常任委員会及び総会等に報告をしてまいります。

すみません、4ページをごらんください。各専門委員は10人から13人程度とし、実行委員会の選出団体のうちから、今後中心的に携わっていただく団体ということをご前提に、事務局長クラスの方を推薦していただきます。また、国体の競技会主催者である本市からも関係課長さんに参加していただく予定でございます。

以上、雑駁な説明でございますが、よろしく願いいたします。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。

この件につきまして、何かございますでしょうか。

この委員の方々は、いつごろ決まるのでしょうか。

○主幹（国体準備担当）（武藤 茂） 最終的に決めさせていただくのは、総会をもって決めさせていただきます。総会を6月の下旬ごろに開催させていただく予定で考えております。

○委員長（紅林由紀子） はい、わかりました。ありがとうございます。非常に大きなイベントですので、いろいろな関係機関の方の御協力が必要だということですね。この規程等につきましてはよろしいでしょうか。

それでは、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、報告事項11、平成23年度子どもの読書活動優秀実践図書館文部科学大臣表彰の決定について、説明をお願いいたします。

○市民図書館長（太田 勇） 報告事項11、平成23年度子どもの読書活動優秀実践図書館文部科学大臣表彰の決定につきまして、御報告させていただきます。

平成17年1月9日に市役所市民ホールで、第1回中学高校生の読書フォーラムが、児童文学評論家の赤木かん子さんをお呼びして開催されました。平成22年度の第7回中学高校生の読書フォーラム2011は東日本大震災の発生により中止となりましたが、この間の中学高校生読書フォーラムの企画運営が、都立中央図書館長の推薦を受け、市民図書館が文部科学大臣表彰の被表彰団体として決定されたものです。

例年、子どもの読書の日、4月23日を記念して開催している子ども読書活動推進フォーラム内で表彰式を実施していましたが、東日本大震災による被害が甚大で、国を挙げて災害対応に当たっている時期にあること等から、当面延期となっております。

なお、中学高校生の読書フォーラムは、高校生の実行委員が創意工夫を凝らした企画運営を行い、参加者に読書のすばらしさを伝えていく事業として実施されています。内容としましては、中学生の部が読書についてのスピーチ・中学生のお勧め本のポップ展示、高校生の部が本のプレゼンテーション、記念講演が作家・歌人等による講演となっております。

以上、雑駁な説明でございますが、よろしく願いいたします。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。文部科学大臣表彰が決定したということで、大変おめでとうございます。

この件につきまして、何かございますでしょうか。よろしいですか。

毎年、読書フォーラムについては参加させていただいているんですけれども、実行委員の皆さんが自分たちで工夫して、自分たちで講演の演者の先生もお呼びして、自分たちでやろうといったところは非常に本当にすばらしいなと感じてお

りましたので、このような表彰が決定されたことは本当にうれしいことだと思いますので、今後どうぞよろしく願いいたします。

以上で報告事項1から11までの説明が終わりました。

報告事項12から13につきましては資料配付のみとなっておりますが、何か事務局への質問等ございましたら、お願いいたします。報告事項12は4月、5月の指導事務事業報告と、報告事項13は「みんなで実行ISO」の取り組み結果についてということでございますが、何かございますでしょうか。

ないようでございますので、その他の事項について、事務局から何かございますでしょうか。よろしいですか。

○庶務課長（丹羽 孝） 最後に。それでは、次回の教育委員会定例会の日程でございますが、6月23日の木曜日、午後2時30分から、場所は市役所の301会議室。この日は、前回の定例会で御報告いたしました。午前9時より学校訪問を予定しておりますので、あわせてよろしく願いいたします。

以上でございます。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。

ということで、次回は学校訪問がございますけれども、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、以上をもちまして本日の日程はすべて終了いたしましたので、第5回定例会を閉会いたします。大変お疲れさまでございました。